

医療費控除の入力編

医療費控除の入力編

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 医療費控除画面の表示

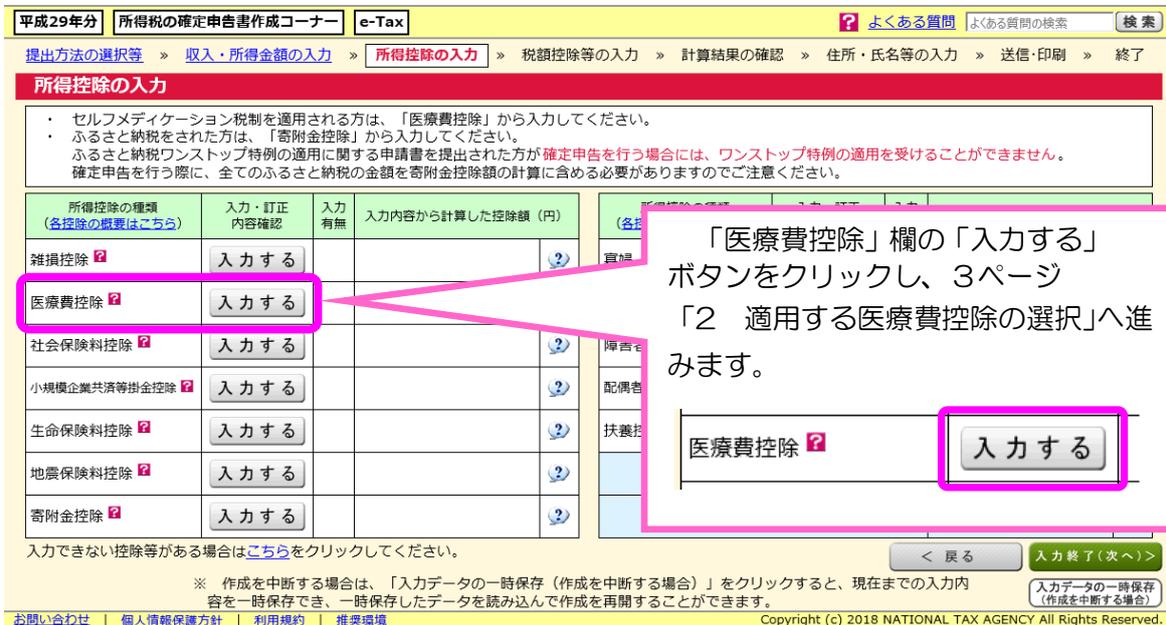
医療費控除を入力する画面の表示方法は、「入力方法選択」画面において「給与・年金の方」を選択した場合と「左記以外の所得のある方」を選択した場合で異なります。



【「給与・年金の方」を選択した場合】

「収入・所得金額の入力」画面で収入金額等の内容を入力した後、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

「所得控除の入力」画面へ移動し、医療費控除の入力を行います。



医療費控除の入力編

【「左記以外の所得のある方」を選択した場合】

「収入金額・所得金額の入力」画面で収入金額及び所得金額に関する内容を入力した後、「所得控除の入力」画面へ移動して、医療費控除の入力を行います。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問

検索

入力例



e-Tax

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ・セルフメディケーション税制を適用される方は、「医療費控除」から入力してください。
- ・ふるさと納税をされた方は、「寄附金控除」から入力してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が**確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。**
- ・確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
- ・控除対象配偶者又は扶養親族に係る障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から入力を行ってください。

所得控除

(単位: 円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	(?)をク リック
雑損控除	入力する		
医療費控除	入力する		
社会保険料控除	入力する		
小規模企業共済等掛金控除	入力する		
生命保険料控除	入力する		
地震保険料控除	入力する		(?)
寄附金控除	入力する		(?)
寡婦・寡夫控除	入力する		(?)
勤労学生控除	入力する		(?)
障害者控除	入力する		(?)
配偶者控除	入力する		(?)
配偶者特別控除	入力する		(?)
扶養控除	入力する		(?)
基礎控除			380,000
合計			

「医療費控除」欄の「入力する」ボタンをクリックし、3ページ「2 適用する医療費控除の選択」へ進みます。

医療費控除

入力する

- ※ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
- ・支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

< 戻る

入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンから現在までの入力内容を一時保存すれば、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

2 適用する医療費控除の選択

次の画面が表示されますので、適用する医療費控除を選択します。

The screenshot shows the '確定申告書作成コーナー' (Final Return Preparation Corner) for the year 2019. The user is at the '適用する医療費控除の選択' (Select applicable medical expense deduction) screen. The breadcrumb trail is '適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認'. The main heading is '適用する医療費控除の選択'. Below this, there is a note: 「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。両方の控除を重複して適用することはできません。 There is a link: [それぞれの制度の違いについて](#). Two buttons are shown: ① 医療費控除を適用する (Apply medical expense deduction) and ② セルフメディケーション税制を適用する (Apply self-medication tax system). Below these is the text: どちらを選択していいかわからない方へ (For those who don't know which to choose). A note says: それぞれの控除額を試算して、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか確認することができます。 (You can calculate the deduction amounts for each and check which one is more beneficial for your income tax (national tax)). A button ③ 控除額を試算する (Calculate deduction amount) is highlighted. At the bottom right is a button '前に戻る' (Return to previous). The footer contains: お問い合わせ, 個人情報保護方針, 利用規約, 推奨環境, and Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 医療費控除を選択する場合は、こちらの「医療費控除を適用する」を選択します。入力方法は4ページ「3 『医療費控除を適用する』を選択した場合」をご覧ください。
- ② セルフメディケーション税制を選択する場合は、こちらの「セルフメディケーション税制を適用する」を選択します。入力方法は14ページ「4 『セルフメディケーション税制を適用する』を選択した場合」をご覧ください。
- ③ 「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のどちらを選択していいかわからない場合は、こちらの「控除額を試算する」を選択します。入力方法は20ページ「5 『控除額を試算する』を選択した場合」をご覧ください。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

医療費控除の入力編

3 「医療費控除を適用する」を選択した場合

3.1 入力方法の選択

次の画面が表示されますので、医療費控除の入力方法を選択します。

- ① 医療費控除の明細書を併せて作成する場合は、こちらの「医療費の領収書から入力する」を選択します。
入力方法は5ページ「3.2 『医療費の領収書から入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。
なお、医療費の領収書の枚数が多い方は、「**医療費集計フォーム**」を利用した入力の方が便利です。
- ② 医療費集計フォームを利用して入力する場合は、こちらの「医療費集計フォームを読み込む」を選択します。
入力方法は8ページ「3.3 『医療費集計フォームを読み込む』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。

「医療費集計フォーム」は支払った医療費を一定の表計算ソフト（エクセルなど）で入力・集計するためのフォーマットです。
「医療費集計フォーム」に入力・保存したデータは、確定申告書等作成コーナーの医療費控除画面で読み込み、反映することができます。

「医療費集計フォーム」のダウンロードは確定申告書等作成コーナーのトップ画面から行います。
詳しくは、22ページ「医療費集計フォームの使い方」を参照してください。

- ③ 医療費控除の明細書を作成済みの場合で、治療ごとの入力を省略する場合は、こちらの「医療費の合計額のみ入力する」を選択します。
入力方法は11ページ「3.4 『医療費の合計額のみ入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。
なお、こちらで入力を行った場合は、別途作成した「医療費控除の明細書」を提出する必要があります。
- ④ 医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を利用して入力する場合は、こちらの「医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を利用して入力する」を選択します。
入力方法は12ページ「3.5 『医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を利用して入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。

医療費控除の入力編

3.2 「医療費の領収書から入力する」を選択した場合の入力方法

3.2.1 「医療費の入力」画面での入力内容

※ 「医療費の領収書から入力する」を選択した場合は、医療費の入力を行う前に、「医療を受けた方」又は「病院・薬局」ごとに領収書等を分けておくと、入力しやすくなります。

医療費の入力

医療費を1件ずつ入力してください。
「病院、薬局などの名称」ごとに金額をまとめて入力することもできます。
「入力終了」ボタンをクリックすると入力内容を途中で確認することができます。

医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内)
(例) 国税 太郎

病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)
(例) ○○病院

医療費の区分 (複数選択可)
 診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費 (通院費など)

A 支払った医療費の額
円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補填される金額
 [生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)
円

キャンセル ※1 続けてもう1件入力 ※2 入力終了

入力画面が表示されますので、以下の内容を入力します。

- ・医療を受けた方の氏名
- ・病院・薬局などの支払先の名称
- ・医療費の区分
- ・支払った医療費の額
- ・支払った医療費のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

※1 引き続き他の医療費等を入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

(例) 国税太郎さんの○○病院に支払った医療費の入力後に引き続き、

- ・△△病院に支払った医療費の入力をする場合
- ・妻である国税花子さんの医療費の入力をする場合 など

※2 全ての医療費の内容について入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンをクリックし、次の画面へ進みます。

医療費控除の入力編

3.2.2 全ての医療費について入力した後の「医療費の入力」画面での操作等

次の画面が表示されますので、内容を確認の上、訂正する場合は「訂正」、削除する場合は「削除」ボタンをクリックしてください。内容の確認後、「次へ進む」ボタンをクリックし、次の画面へ進みます。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

医療費の入力

「入力する」ボタンをクリックして、支払った医療費について入力してください。
入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

入力内容の一覧

	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称 医療費の区分	支払った医療費の額	補填される金額	操作
1	国税太郎	〇〇病院 診療・治療	1,500円	0円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
2	国税太郎	××病院 診療・治療、医薬品購入	50,000円	0円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
3	国税花子	△△病院 診療・治療	152,300円	5,000円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

3.2.3 「計算結果の確認（医療費控除）」画面での操作等

「計算結果の確認（医療費控除）」画面が表示されますので、医療費控除額を確認し、医療費控除の入力は終了となります。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

計算結果の確認（医療費控除）

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

	項目	金額
A	支払った医療費	203,800円
B	保険金などで補填される金額	5,000円
C	差引金額（A - B）	198,800円
D	所得金額の合計額	0円
E	D × 0.05	0円
F	E と 10万円のいずれか少ない方の金額	0円
G	医療費控除額（C - F）（注）	198,800円

（注）最高200万円、赤字のときは0円

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

3.3 「医療費集計フォームを読み込む」を選択した場合

- ① 「医療費集計フォームの読み込み」が表示されますので、「参照」ボタンをクリックします。

国税庁
平成29年分 所得税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択（医療費控除）

入力方法の選択

[入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら](#)

- 医療費の領収書から入力する
- 医療費集計フォームを読み込む
- 医療費の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください）
- 医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を利用して入力する

医療費集計フォームの読み込み

支払った医療費の内容を入力した「医療費集計フォーム」を読み込みます。
「参照」ボタンをクリックし、入力した「医療費集計フォーム」を選択し、「選択したファイルを読み込む」ボタンをクリックしてください。

[「医療費集計フォーム」のダウンロード及び詳細についてはこちら](#)

①

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ② 「アップロードするファイルの選択」画面が開きます。
入力・保存した「医療費集計フォーム」のファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。

アップロードするファイルの選択

H29保存データ

整理 新しいフォルダ

クイックアクセス
ダウンロード
デスクトップ
ドキュメント
ピクチャ

H29国税太
郎医療費デ
ータ.xls

入力・保存した「医療費集計フォーム」を選択します。

No.	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
1	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
2	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
3	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
4	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
5	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
6	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
7	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
8	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
9	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
10	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
11	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
12	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
13	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類
14	医療 一部	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類	医療費控除の対象となる医療費の種類

ファイル名(N): すべてのファイル (*.*)

医療費控除の入力編

- ③ 「選択したファイルを読み込む」ボタンをクリックします。

医療費集計フォームの読み込み

支払った医療費の内容を入力した「医療費集計フォーム」を読み込みます。

「参照」ボタンをクリックし、入力した「医療費集計フォーム」を選択し、「選択したファイルを読み込む」ボタンをクリックしてください。

☐ [「医療費集計フォーム」のダウンロード及び詳細についてはこちら](#)

C:\¥H29保存データ¥29年国税太郎医療費データ.xls

参照...

③

前に戻る **選択したファイルを読み込む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ④ 「医療費集計フォーム読込結果」画面で読み込んだ結果が表示されます。エラーが発生していないこと等を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

医療費集計フォーム読込結果

医療費集計フォームの読込結果は、以下のとおりです。

読込件数	11件
正常件数	11件
エラー件数	-
支払った医療費の合計額	1,021,770円
補填金の合計額	200,000円

④

前に戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

- ⑤ 「医療費の入力」画面にデータが反映されます。
入力された内容を確認してください。
訂正等する場合は5ページ「3.2 『医療費の領収書から入力する』を選択した場合の入力方法」を参照し、直接入力されたデータを訂正していただくか、「医療費集計フォーム」に入力された内容を訂正し、再度読み込みを行ってください。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

医療費の入力

「入力する」ボタンをクリックして、支払った医療費について入力してください。
入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

別の医療費を入力する

入力内容の一覧

	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費の額	補填される金額	操作
		医療費の区分			
1	国税 太郎	財務総合病院	1,000,000円	200,000円	訂正 削除
		診療・治療			
2	国税 太郎	財務歯科医院	3,000円	0円	訂正 削除
		診療・治療、その他の医療費			
3	国税 太郎	財務歯科医院	2,500円	0円	訂正 削除
		診療・治療、その他の医療費			
4	国税 一郎	財務歯科医院	1,800円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
5	国税 一郎	財務歯科医院	2,100円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
6	国税 一郎	財務歯科医院	1,450円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
7	国税 一郎	財務歯科医院	840円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
8	国税 一郎	財務歯科医院	5,700円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
9	国税 一郎	財務歯科医院	480円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
10	国税 一郎	財務歯科医院	1,800円	0円	訂正 削除
		診療・治療			
11	国税 一郎	財務歯科医院	2,100円	0円	訂正 削除
		診療・治療			

別の医療費を入力する

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

3.4 「医療費の合計額のみ入力する」を選択した場合の入力方法

国税庁
平成29年分 所得税 [書類提出](#) **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

入力方法の選択

- [入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら](#)
- 医療費の領収書から入力する
- 医療費集計フォームを読み込む
- 医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)
- 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) を利用して入力する

合計額の入力

 「合計額のみ入力する」を選択された場合、別途、「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。
 [「医療費控除の明細書」のダウンロードはこちら](#)

A 支払った医療費の合計額
 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補填される金額
 円

[前に戻る](#) [次へ進む](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

平成 29 年中に支払った医療費控除の対象となる金額の合計額及び保険金などで補填される金額をそれぞれ入力します。

なお、こちらで入力を行った場合は、別途作成した「医療費控除の明細書」を提出する必要があります。

医療費控除の入力編

3.5 「医療費通知（「医療費のお知らせ」など）を利用して入力する」を選択した場合

3.5.1 「利用する医療費通知について」の選択

次の画面が表示されますので、いずれかを選択します。

- ① 書面の医療費通知を利用して入力する場合は、こちらの「書面の医療費通知を利用して入力する」を選択します。
入力方法は13ページ「3.5.2 『書面の医療費通知を利用して入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。
- ② 医療保険者から通知を受けた医療費通知データ（その医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたもの）を利用して入力する場合は、こちらの「医療費通知データを読み込んで入力する」を選択します。

3.5.2 「書面の医療費通知を利用して入力する」を選択した場合の入力方法
入力画面が表示されますので、以下の内容を入力します。

国税庁
平成29年分 所得税 e-Tax **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

医療費通知に記載された医療費の入力

医療費通知に記載された医療費の入力

医療費通知が複数枚ある場合は、全ての通知の合計額を入力してください。

[入力方法が分からない方はこちら](#)

A 通知に記載された医療費の合計額

円

B Aのうち平成29年中に実際に支払った医療費の合計額
医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認の上入力してください。

円

C Bのうち生命保険や社会保険などで補填される金額

[生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)

円

医療費通知に記載のない医療費の有無

医療費通知に記載されていない医療費が他にありますか？
例 ドラッグストアでの医薬品の購入、通院費

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

4. 「セルフメディケーション税制を適用する」を選択した場合

4.1 「取組内容の確認（セルフメディケーション税制）」画面での入力内容

国税庁
平成29年分 所得税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

取組内容の確認（セルフメディケーション税制）

取組内容の確認 **必須**

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、平成29年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。
申告する方がその年中に行った取組内容として、該当するものを選択してください。

①

- 健康診査 例 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健診）、市町村が健康増進事業として行う健康診査
- 予防接種 例 定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種
- 定期健康診断 例 勤務先で実施する定期健康診断
- 特定健康診査・特定保健指導 例 いわゆるメタボ検診
- がん検診 例 市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- その他（全角6文字以内）

証明書発行者の入力 **必須**

上記の取組を行ったことを証明する書類の発行者の名称（事業を行った保険者、市区町村、医療機関等）を入力してください。

証明書発行者（全角30文字以内）

②

前に戻る **次へ進む**

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 申告する方がその年中に行った取組内容として該当するものを選択します。
- ② ①の取組を行ったことを証明する書類の発行者の名称（事業を行った保険者、市区町村、医療機関等）を入力します。

4.2 「入力方法の選択（セルフメディケーション税制）」画面での入力内容

国税庁
平成29年分 所得税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択（セルフメディケーション税制）

入力方法の選択

[どの入力方法を選択するかわからない方はこちら](#)

① 医薬品の領収書から入力する

② 医薬品の購入金額の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください）

前に戻る

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① セルフメディケーション税制の明細書を併せて作成する場合は、こちらの「医薬品の領収書から入力する」を選択します。
入力方法は16ページ「4.3 『医薬品の領収書から入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。
- ② セルフメディケーション税制の明細書を作成済みの場合で、医薬品ごとの入力を省略する場合は、こちらの「医薬品の購入金額の合計額のみ入力する」を選択します。
入力方法は19ページ「4.4 『医薬品の購入金額の合計額のみ入力する』を選択した場合の入力方法」をご覧ください。
なお、こちらで入力を行った場合は、別途作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する必要があります。

医療費控除の入力編

4.3 「医薬品の領収書から入力する」を選択した場合の入力方法

4.3.1 「特定一般用医薬品等購入費の入力」画面での入力内容

※ 「医薬品の領収書から入力する」を選択した場合は、「薬局などの支払先の名称」ごとに領収書等を分けておくと、入力しやすくなります。

特定一般用医薬品等購入費の入力

支払った医薬品の購入金額を1件ずつ入力してください。
「薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力することもできます。
「入力終了」ボタンをクリックすると入力内容を途中で確認することができます。

薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)

(例) ○○薬局

医薬品の名称

削除

別の医薬品を追加入力する

リストに医薬品の名称が表示されない場合はこちら

A 支払った医薬品の購入金額

円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補填される金額

生命保険や社会保険などで補填される金額とは

円

キャンセル ※1 続けてもう1件入力 ※2 入力終了

入力画面が表示されますので、以下の内容を入力します。

- ・薬局などの支払先の名称
- ・医薬品の名称
(医薬品が複数ある場合は、「別の医薬品を追加入力する」ボタンをクリックし、追加入力します)
- ・支払った医薬品の購入金額
- ・支払った医薬品の購入金額のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

※1 引き続き他の薬局などを入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

(例) ○○薬局に支払った医薬品の購入金額の入力後に引き続き、

△△薬局に支払った医薬品の購入金額の入力をする場合 など

※2 全ての特定一般用医薬品等購入費について入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンをクリックし、次の画面へ進みます。

医療費控除の入力編

4.3.2 全ての特定一般用医薬品等購入費の入力について入力した後の「特定一般用医薬品等購入費の入力」画面での操作等

次の画面が表示されますので、内容を確認の上、訂正する場合は「訂正」、削除する場合は「削除」ボタンをクリックしてください。内容の確認後、「次へ進む」ボタンをクリックし次の画面へ進みます。

国税庁
平成29年分 所得税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

特定一般用医薬品等購入費の入力

「入力する」ボタンをクリックして、支払った金額について入力してください。
なお、予防接種費用など取組に要した費用は、控除対象となりませんので、ご注意ください。

入力内容の一覧

	薬局などの名称 医薬品の名称	支払った金額	補填される金額	操作
1	〇〇薬局 アイカフーン錠	1,200円	円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
2	△△薬局 アルシンカゼI P	5,000円	円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
3	××薬局 アイフリーコーワAL、アイデルバップV	3,000円	円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
4	〇薬局 アシクロビル軟膏α	3,000円	円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>
5	△ アステスクEX液	2,000円	円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

4.3.3 「計算結果の確認（セルフメディケーション税制）」画面での操作等

「計算結果の確認（セルフメディケーション税制）」画面が表示されますので、医療費控除額を確認し、医療費控除の入力は終了となります。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

計算結果の確認（セルフメディケーション税制）

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

	項目	金額
A	支払った金額	14,200円
B	保険金などで補填される金額	0円
C	差引金額（A - B）	14,200円
D	医療費控除額（C - 12,000円）（注）	2,200円

（注）最高8万8千円、赤字のときは0円

前に戻る

次へ進む

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

4.4 「医薬品の購入金額の合計額のみ入力する」を選択した場合の入力方法

平成 29 年中に支払ったセルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費の合計額及び保険金などで補填される金額をそれぞれ入力します。

なお、こちらで入力を行った場合は、別途作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する必要があります。

国税庁
平成29年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (セルフメディケーション税制)

入力方法の選択

[どの入力方法を選択するかわからない方はこちら](#)

医薬品の領収書から入力する

医薬品の購入金額の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)

合計額の入力



「合計額のみ入力する」を選択された方は、別途、「セルフメディケーション税制の明細書」を作成する必要があります。

[「セルフメディケーション税制の明細書」のダウンロードはこちら](#)

A 支払った医薬品の購入金額の合計額

円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補填される金額

円

前に戻る

次へ進む

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

5. 「控除額を試算する」を選択した場合

5.1 「適用を受ける控除額の試算」画面での入力内容

※ 入力されている所得金額によって、判定結果が異なる可能性がありますので、必ず先に所得金額の入力を行ってください。繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

国税庁 平成29年分 所得税 **確定申告書作成コーナー** [よくある質問](#)

医療費控除の入力

[適用控除選択](#) > [入力方法選択](#) > [入力](#) > [計算結果確認](#)

適用を受ける控除額の試算

入力された所得金額と、支払った医療費の合計額から、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか判定します。

! 入力されている所得金額によって、判定結果が異なる可能性があります。必ず先に所得金額の入力を行ってください。繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

領収書の金額の入力

支払った医療費に関する入力

支払った医療費の総額を入力してください（通院費やセルフメディケーション税制の対象となる金額を含みます。）。

A 支払った医療費の総額

円

B Aのうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

[生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)

円

セルフメディケーション税制に関する入力

支払った医療費の総額のうち、セルフメディケーション税制の対象となる特定一般医薬品等購入費（スイッチOTC医薬品の購入費）の合計額を入力してください。

[セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の領収書の表示例](#)

C 特定一般医薬品等購入費の合計額

円

D Cのうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

[生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)

円

入力した内容で判定する

入力画面が表示されますので、以下の内容を入力します。

【支払った医療費に関する入力】

- ・ 支払った医療費の総額
- ・ 支払った医療費の総額のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

【セルフメディケーション税制に関する入力】

- ・ 特定一般医薬品等購入費の合計額
- ・ 特定一般医薬品等購入費の合計額のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

医療費控除の入力編

「入力した内容で判定する」ボタンをクリックした場合

入力した内容から計算した結果が表示されますので、確認後、「控除の選択画面に戻る」ボタンをクリックし「適用する医療費控除の選択」画面から「医療費控除を適用する」又は「セルフメディケーション税制を適用する」のいずれかを選択して進んでください。

国税庁
平成29年分 所得税 **確定申告書作成コーナー**

よくある質問

よくある質問を検索

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

適用を受ける控除額の試算

入力された所得金額と、支払った医療費の合計額から、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか判定します。



入力されている所得金額によって、判定結果が異なる可能性があります。必ず先に所得金額の入力を行ってください。
繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

支払った医療費に関する入力

支払った医療費の総額を入力してください（通院費やセルフメディケーション税制の対象となる金額を含みます。）。

A 支払った医療費の総額

1,000,000 円

B Aのうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

[生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)

350,000 円

セルフメディケーション税制に関する入力

支払った医療費の総額のうち、セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費（スイッチOTC医薬品の購入費）の合計額を入力してください。

[セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の領収書の表示例](#)

C 特定一般用医薬品等購入費の合計額

100,000 円

D Cのうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

[生命保険や社会保険などで補填される金額の入力について](#)

0 円

入力した内容で判定する

判定結果

入力した内容から計算した結果、次のとおり控除額が算出されました。

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、平成29年中に健康の保持推進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

• 医療費控除	控除額	550,000円
• セルフメディケーション税制	控除額	88,000円

控除の選択画面に戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費集計フォームの使い方

I 「医療費集計フォーム」をダウンロードする

- ① 確定申告書等作成コーナーのトップ画面の「医療費集計フォーム」ボタンをクリックします。

▼ ご利用について

- 作成の流れ・追加機能・税制改正など
- 様式・手引き・入力例
- マイナンバーカードや住民基本台帳カードの利用について
- 電子証明書の登録・再登録のみを行う方
- ▼ 入力用フォームのダウンロード
- ① 医療費集計フォーム**
- 配当集計フォーム
- ▼ その他
- お問い合わせ
- リンク

▼ 作成コーナー(トップ画面)

- ご利用案内
- ご利用になれない方
- e-Tax送信体験版

申告書・決算書 作成開始
収支内訳書等 書面提出

途中で保存したデータを読み込んで再開する方 → 作成再開

過去の年分のデータを利用して作成する方 → 過去の年分のデータ利用

医療費集計フォーム

▼ 更正の請求書・修正申告書を作成される方

- 更正の請求書・修正申告書作成開始
- 更正の請求書・修正申告書作成再開

② 「医療費集計フォーム」画面が表示されます。

ご利用に当たっての留意事項をご確認いただき、「医療費集計フォームダウンロード」ボタンをクリックします。

国税庁
平成29年分 所得税

確定申告書作成コーナー

よくある質問

よくある質問を検索



医療費控除の入力

医療費集計フォーム

医療費集計フォームのダウンロード

「医療費集計フォーム」とは、その年中において支払った医療費の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマットです。

入力し保存した「医療費集計フォーム」は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーの医療費控除の入力画面でデータ読込の操作を行うことで、入力された内容を反映することができます。

☐ [医療費集計フォームに関するQ&Aはこちら](#)

「医療費集計フォーム」をご利用になる場合は、以下の「医療費集計フォームダウンロード」ボタンをクリックし、ダウンロードを行ってください。

※ 医療費控除の入力に当たっては、医療費集計フォームを使用した入力方法のほか、入力項目に直接入力する方法も選択することができます。



この画面でダウンロードできる「医療費集計フォーム」は平成29年分以降用です。

平成28年分以前の医療費集計フォームに既に入力している方は[こちらをご確認ください](#)。

また、セルフメディケーション税制の適用を受ける方は「医療費集計フォーム」をご利用いただけません。

②

医療費集計フォームダウンロード
(平成29年分以降用)

※ 平成28年分以前でご利用になられる方は下記のリンクからダウンロードしてください。

[医療費集計フォームVer.2.1\(平成28年分以前用\)ダウンロード](#)

ご利用に当たっての留意事項【必ずお読みください】

「医療費集計フォーム」のご利用に当たり、以下をご確認ください。

1 「医療費集計フォーム」は「Excel 97-2003形式（Microsoft Office Excel for Macの場合は97-2004形式）（拡張子「.xls」）」のデータです。
なお、国税庁においては、以下の表計算ソフトにて動作確認をしています。

- ・ Microsoft Office Excel 2010
- ・ Microsoft Office Excel 2013
- ・ Microsoft Office Excel 2016
- ・ Microsoft Office Excel for Mac 2016
- ・ LibreOffice 5.3
- ・ LibreOffice 5.4

※ 上記以外の表計算ソフトでの動作を保証するものではありませんのでご注意ください。

2 データ読込後は、医療費控除の入力画面に反映された内容を必ずご確認ください。

前に戻る

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

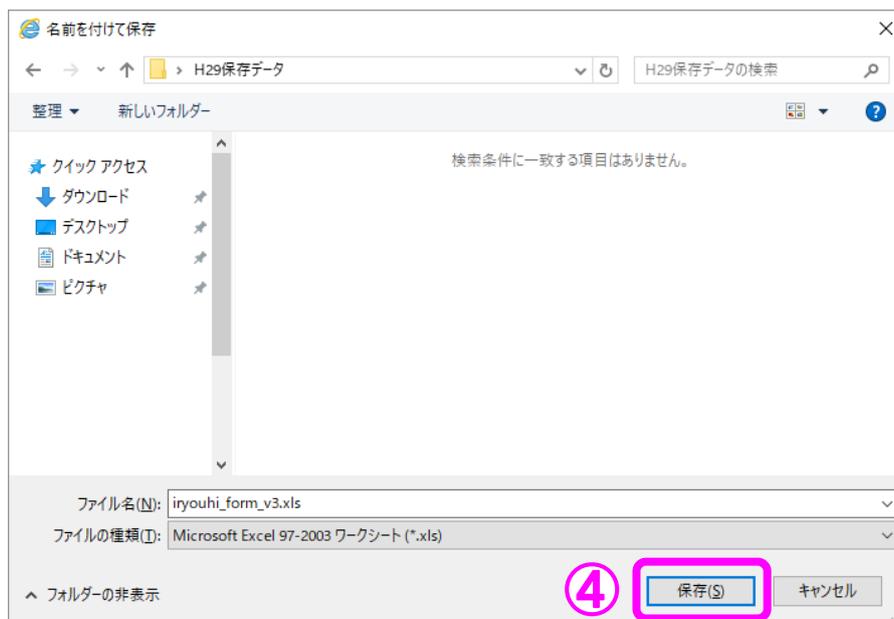
Copyright (c) 2018 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

医療費控除の入力編

- ③ ダイアログが表示されますので「名前を付けて保存」をクリックします。
※ Internet Explorer 11 を利用した場合の保存方法をご案内します。
ご利用になるブラウザ等により保存方法は異なります。



- ④ 「医療費集計フォーム」の保存先を指定し、「保存」ボタンをクリックします。

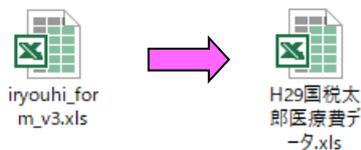


- ⑤ 画面下部に次のメッセージが表示されればダウンロードは完了です。



(参考)

ダウンロードした「医療費集計フォーム」は任意のファイル名に変更しても、データ読込には影響はありません（拡張子は「.xls」「.xlsx」のみ対応しています。）。



医療費控除の入力編

II 「医療費集計フォーム」に入力する

医療費集計フォームを開き領収書を基に項目の入力を行います(国税庁にて動作検証を行っている表計算ソフトで開いてください)。

【入力例】

医療費集計フォーム Ver3.0							
No	医療を受けた人 (全角10文字以内)	病院・薬局などの名称 (全角20文字以内)	医療費の区分 ※複数選択可			支払った医療費の金額 (半角数字9桁以内)	左のうち、補填される金額 (半角数字9桁以内)
			診療・治療	医薬品購入	介護保険サービス		
1	国税 太郎	財務総合病院	該当する			1,000,000	200,000
2	国税 太郎	財務歯科医院	該当する			3,000	0
3	国税 太郎	財務歯科医院	該当する			2,500	0
4	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			1,800	0
5	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			2,100	0
6	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			1,450	0
7	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			840	0
8	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			5,700	0
9	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			490	0
10	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			1,800	0
11	国税 一郎	財務歯科医院	該当する			2,100	0
13							
14							

① 「入力した合計金額」欄

医療費集計フォームに入力した、「支払った医療費の金額」の合計金額を表示します。

入力した合計金額	支払った医療費の金額	1,021,770円
	左のうち、補填される金額	200,000円

医療費集計フォームに入力した「左のうち、補填される金額」の合計金額を表示します。

② 各入力欄

以下の内容を入力します。(※ 医療費集計フォーム内の「入力例」も参考にしてください。)

項目名	入力内容
医療を受けた人	医療を受けた方の氏名を入力します。
病院・薬局などの名称	診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの名称を入力します。
医療費の区分	医療費の内容として該当するもの全てについて、「該当する」を選択してください。
支払った医療費の金額	申告する年中に支払った金額のうち、医療費控除の対象となる金額を入力します。
左のうち、補填される金額	保険金などで補填される金額を、その補填金の受領の対象となった医療費と同じ行に入力します。 支払った医療費の金額より受領した補填金が多い場合は、支払った医療費の金額と同額を入力します(医療費の支払が複数行に分かれている場合などはそれらの合計額と比較して入力します。)